

平成 26 年 3 月 3 日

大熊町
独立行政法人都市再生機構
復興庁

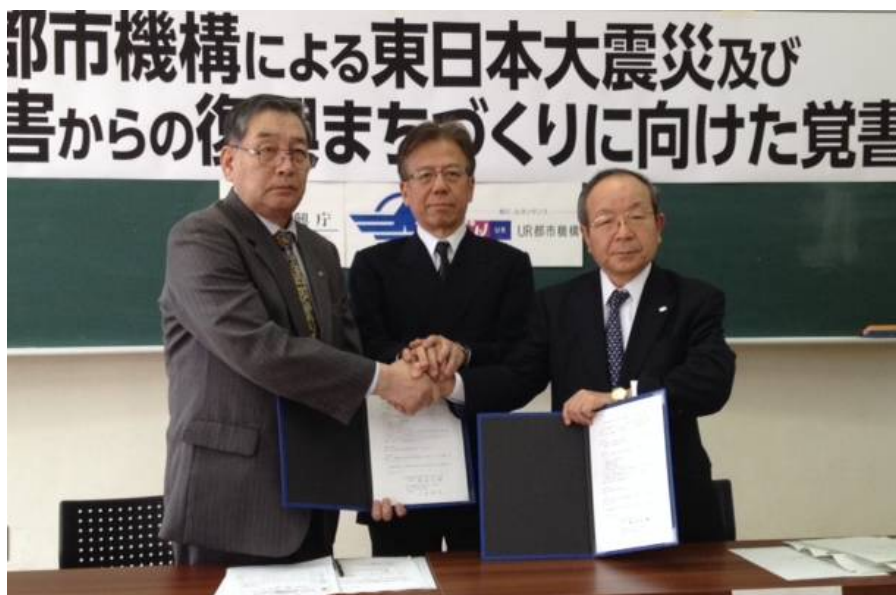
東日本大震災復興関係

大熊町とUR都市機構が「東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換

本日、大熊町における復興まちづくりを円滑に推進するため、大熊町とUR都市機構は、「東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に向けた覚書」を復興庁の立会いの下、交換したのでお知らせします。

この覚書は、町が行う復興まちづくりの計画策定や復興市街地整備事業の実施等について、今後町からの協力要請があれば、URがこれに協力していくことを確認するものです。（相互協力の概要は別紙参照）

別添 覚書



写真左より

渡辺利綱 大熊町長

中島正弘 福島復興再生総局事務局長

上西郁夫 UR 都市機構理事長

(お問い合わせ先)

大熊町役場 企画調整課

担当 幾橋 電話 0242 (26) 3844

UR都市機構 震災復興支援室 事業チーム

チームリーダー 泉 電話 045 (650) 0874

復興庁 原子力災害復興班

参事官補佐 中島 電話 03 (5545) 7416

別紙

大熊町と UR 都市機構との東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくり 推進に関する相互協力の概要

福島第一原子力発電所が立地し、全町が避難している大熊町は「大熊町復興まちづくりビジョン中間報告」を1月15日に公表し、「当面の避難生活の支援に関する町の考え方」とともに「中長期的な大熊町土の復興・再生に関する町の考え方」を示しました。

このなかで町土復興・再生の第一ステップとしての「大川原復興拠点整備」などの復興まちづくりを位置付けています。

本日交換した覚書は、大熊町が行う復興まちづくりについて相互に協力し、計画策定、復興整備事業の実施等について、大熊町から協力要請があれば UR が協力することを確認するものです。具体的な協力の内容は、今後、大熊町と UR が協議し、別途協定書を締結する予定です。

<参考>大川原復興拠点整備（「大熊町復興まちづくりビジョン中間報告」より）

- ・ 大熊町の南端で除染により空間放射線量が低い約 50ha のコンパクトな市街地
- ・ 居住人口規模は、約 3,000 人を想定
(帰還町民 1,000 人、研究者施設従事者 2,000 名)
- ・ 戸建住宅、集合住宅、商業・公益施設、産業・研究エリアで構成
- ・ 産業・研究エリアは、除染・廃炉や環境に係る研究施設や国・県・企業等の事務所を想定

※「大熊町復興まちづくりビジョン中間報告」については、こちらの URL を参照。

http://www.town.okuma.fukushima.jp/files/okuma_machidukuri_201312.pdf

別添

東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に向けた覚書

大熊町長 渡辺利綱（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構 理事長 上西郁夫（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、大熊町における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- （1）復興まちづくりの計画の策定
- （2）復興整備事業の実施
- （3）復興公営住宅の整備
- （4）その他甲乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。

3 乙が第1項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月3日

甲 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634番地
大熊町長 渡辺 利綱

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 上西 郁夫